

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年5月25日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則

(医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 医師の指定の期間は3年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(公示)

第2条 医師の指定を行ったときは、その医師の氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象者を公示するものとする。

(委任)

第3条 この公安委員会規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この公安委員会規則は、平成21年6月1日から施行する。